

総社市特別支援教育就学奨励費支給規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成29年11月15日

総社市教育委員会教育長 山中 榮 輔

総社市教育委員会規則第4号

総社市特別支援教育就学奨励費支給規則の一部を改正する規則

総社市特別支援教育就学奨励費支給規則（平成22年総社市教育委員会規則第2号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄中号の表示に下線が引かれた号（以下「移動号」という。）に対応する同表の改正後の欄中号の表示に下線が引かれた号（以下「移動後号」という。）が存在する場合には、当該移動号を当該移動後号とし、移動後号に対応する移動号が存在しない場合には、当該移動後号（以下「追加号」という。）を加える。

次の表の改正前の欄中下線が引かれた部分（号の表示を除く。以下「改正部分」という。）に対応する同表の改正後の欄中下線が引かれた部分（号の表示及び追加号を除く。以下「改正後部分」という。）が存在する場合には、当該改正部分を当該改正後部分に改め、改正部分に対応する改正後部分が存在しない場合には、当該改正部分を削る。

改正後	改正前
<p>(定義)</p> <p>第2条 この規則において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。</p> <p>(1) 略</p> <p>(2) <u>通級指導教室</u> <u>学校教育法施行規則(昭和22年文部省令第11号)第140条の規定により、総社市が設置する、障がいに応じた特別の指導を行う教室</u></p> <p>(3) 略</p> <p>(4) 略</p> <p>(5) 略</p> <p>(対象者)</p> <p>第3条 奨励費の支給を受けることができる者は、次の各号のいずれかに該当する者とする。ただし、総社市又は他の市区町村で、同様の援助を受けている者は除くものとする。</p> <p>(1) 略</p> <p>(2) 在籍する学校以外の<u>通級指導教室</u>へ通学している児童（以下「<u>通級通学者</u>」という。）の保護者</p>	<p>(定義)</p> <p>第2条 この規則において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。</p> <p>(1) 略</p> <p>(2) 略</p> <p>(3) 略</p> <p>(4) 略</p> <p>(対象者)</p> <p>第3条 奨励費の支給を受けることができる者は、次の各号のいずれかに該当する者とする。ただし、総社市又は他の市区町村で、同様の援助を受けている者は除くものとする。</p> <p>(1) 略</p> <p>(2) <u>学校教育法施行規則(昭和22年文部省令第11号)第140条の規定により、障がいに応じた特別の指導を受けている者で、在籍する学校</u></p>

改正後	改正前
<p>(3) 略</p> <p>(支給の期間)</p> <p>第7条 第5条による決定を受けた者が、奨励費の支給を受けることができる期間は、当該年度の4月1日から3月31日までとする。ただし、4月1日に児童生徒が特別支援学級に在籍若しくは<u>通級指導教室</u>に通学若しくは学校教育法施行令第22条の3に規定する障がいの程度に該当していない場合又は年度の途中で児童生徒が特別支援学級に在籍若しくは<u>通級指導教室</u>に通学若しくは<u>同条</u>に規定する障がいの程度に該当しなくなった場合は、この限りでない。</p>	<p>以外の総社市の設置する「<u>ことばの教室</u>」へ通学している児童（以下「<u>通級通学者</u>」という。）の保護者</p> <p>(3) 略</p> <p>(支給の期間)</p> <p>第7条 第5条による決定を受けた者が、奨励費の支給を受けることができる期間は、当該年度の4月1日から3月31日までとする。ただし、4月1日に児童生徒が特別支援学級に在籍若しくは「<u>ことばの教室</u>」に通学若しくは学校教育法施行令第22条の3に規定する障がいの程度に該当していない場合又は年度の途中で児童生徒が特別支援学級に在籍若しくは「<u>ことばの教室</u>」に通学若しくは<u>学校教育法施行令第22条の3</u>に規定する障がいの程度に該当しなくなった場合は、この限りでない。</p>

附 則

この規則は、公布の日から施行し、平成29年度申請分から適用する。